

18 世紀後半-19 世紀前半におけるインド西部の職商集団に関する一考察

— マラーター同盟宰相政府の税制史資料に注目して —

小 川 道 大

1 はじめに

1-1 本章の対象

本章は、18-19 世紀のインド西部の農村社会を対象とする。インド農村社会の研究に関しては、西部や南部を主な対象として、農村の分業体制とその仕組みの解明が進められており、かなりの研究蓄積がある。しかしこれらの研究のかなりの部分が、分業体制の国家からの自律・自立性を強調し、体制を構成する諸集団を均質なものと捉えていたのは、序論で太田が指摘した通りである。比較的研究が進んできた近世のインド西部に関しても、分業体制とそれを構成する集団の性質を再考する必要があると筆者は考える。インド西部の社会経済史研究は、豊富かつ詳細な史料によって研究が進められてきたが、以下に述べるように、世界に紹介されていない数多くの史料がインドに保存されている。本章は、これらの新史料を用いて、序論の問題提起に応えるものである。前近代のインド農村社会には、様々な「中間的諸集団」が存在した。農村社会の分業体制に目を向けると、その内にも「中間的諸集団」を見出すことができる。穀物の直接生産者である農民と、穀物を徴収・分配・管理する村役人（村長や村書記）の間であって、村のために奉仕し、穀物などを享受した職人、そしてその財やサーヴィスを流通させた商人も、農村社会の「中間的諸集団」と捉えられる。農業のみでは農村社会が自立・自律しないことは明らかであり、職人や商人は分業体制を考察する上で、鍵となる。本章は、職人や商人からなる職商集団の活動や村での役割を考察する。

本章が対象とするインド西部は、グジャラート地方を除いた現在のマハーラーシュトラ州西部に相当する地域とする。この地域は、インド西海岸のコンカン地方、および西ガート山脈によってコンカン地方と隔てられた高原部のデカン地方から成る。1674 年にシヴァージーはコンカン地方のラーイガドで戴冠してマラーター王国を建国し、インド北部を根拠地とするムガル朝の南下侵攻に抵抗した。マラーター王国は、ムガル帝国と攻防を繰り返しながら、18 世紀前半にその領土をデカン地方およびその周辺へ拡大させていった。マラーター王国内部では、宰相（ペーシュワー）が実権を握り、1730 年代に宰相がデカン地方のプネーに宮殿を建設し政務を執るようになると、諸侯・武将が名目的にはマラーター国王に忠誠を誓いながら実際は宰相に従うマラーター同盟の体制がうまれた。宰相政府が置かれたプネーに位置するマハーラーシュトラ州立文書館プネー分館（通称ペーシュワー文庫）には、マラーター同盟の時代を中心としたマラーター関連の様々な文書が保存されており、4000 万通以上の書簡や帳簿が保管されているといわれる。その中には、世に紹介されていない文書が数多く

存在し、本章もこうした未公開の史料に依拠しつつ、インド西部の職商集団を再考する。本章は、インド西部の中で、特に詳細な記録が得られた、デカン地方のブネー周辺を対象に、宰相政府の勢力が拡大した18世紀半ばから19世紀初頭に注目する¹⁾。近世のデカン地方の農村社会の分業体制に関しては、かなりの研究蓄積がある。本節では、これまでの研究成果を紹介した上で、本章の新たな視点を示し、課題を設定する。

1-2 近世インド西部における農村の分業体制

近世インド西部の村落社会に関して、史料では、村民全体を示す際に「60家族の農民と12種類のバルター職人」という表現がよく用いられた。60家族の農民と12種類のバルター職人が村の理想の構成であったことを示しているが〔小谷 2010: 108〕、この数値は象徴的な数であり、実際の構成数は異なった。この表現の意味合いは、農民とバルター職人が18-19世紀のインド西部の農村を構成していたということである。バルターとは、「村の奉公人に与えられた穀物の分け前などの役得」を意味し〔Wilson 1997: 56〕、バルター職人は村抱えの職人を指した。この集団には大工（スタール）、陶工（クンバル）、鍛冶屋（ローハール）などの手工業者の他に、占星術師（ジョーシー）、ヒンドゥー堂守り（グラヴ）、ムスリム導士（ムラーニー）など村にサービスを提供する者、さらに不可触民として差別された皮革工や村の雑用役が含まれていた²⁾。上記の数値と同様に、村によってバルター職人を構成する社会集団は異なり、各集団の人数も村によって差があった³⁾。上記の表現からは、マラーター時代のインド西部の農村が、農民のみではなく、種々の手工業者やサービス人によって支えられていたということがわかる。

バルター職人の職務と権益は一括してワタンと呼ばれ、ワタンは世襲されたが、分割・贈与・売買することも可能であった〔深沢 1972c: 327〕。村にはワタン持ち職人と、ワタンを持たないウパリー職人が存在した。ワタン持ち職人は、村落共同体に財やサービスを提供する義務を負う代わりに、農民が村長に「政府の取り分」や「村の取り分」などから成る種々の取り分として払った穀物（現物）⁴⁾、現金、イナム地と呼ばれた一種の免税地⁵⁾、またはこの三形態のいずれかの得分の組み合わせを享受した〔Kulkarni 2008a: 26〕。ウパリー職人も特定の職務に従事する限りにおいて、これらの役得を得ることができた〔深沢 1972c: 321〕。ウパリー職人は労働力の需要に応じて移動していたようで、深沢は、彼らを「流し職人」と呼んだ〔深沢 1972c: 327〕。バルター職人の職域は村であり、彼らは、村抱えの職人であった。ワタン持ち職人が何らかの理由で欠員となった場合は、ウパリー職人がワタンを得て、ワタン持ち職人に昇格した。ワタンを継承・維持し、村のワタン持ち職人を絶やさないと、村の経営を維持しようとしたことがわかる⁶⁾。

近世インド西部の村落には、バルター職人以外に、後にアルター職人⁷⁾と呼ばれる職人集団が存在した。字義的には、バルター職人は常時の職人であったのに対し、アルター職人は予備または臨時の職人であったという区別があったが、原史料では、在地社会において両職人集団に明確な差はみられ

なかった [Kulkarni 2008a: 11-13]。代表的なアルター職人としてクルカルニーは、油屋（テリー）、パーン⁸⁾屋（ターンボーリー）、運水人（コーリー）、裁縫人（シンピー）、花菜栽培人（マリー）、太鼓たたき（ダウリーゴサヴィー）、吟遊詩人（バット）、番人（ラモーシー）、リンガーヤト派⁹⁾の僧侶（ジャンガム）、荷物運搬人（タラール）、歌手（ガドシー）を挙げている [Kulkarni 2008a: 24-26]。彼らは、村落社会が形成される中で、バルター職人に引き続いて必要とされた職人集団であったと考えられる。アルター職人にもワタン持ち職人とウパリー職人の区別があった。このことは、バルター職人に適用された授受関係のルールであるワタン制度が、バルター職人集団に引き続くアルター職人にも拡大適用されたことを意味する。アルター職人のワタンなど、後発的に現れたであろうワタンを小谷は、二次的ワタンと命名し、ワタン制度の拡大を示すとしている [小谷 1994: 385-386]。

近世インド西部の農村における職人集団の中で、バルター職人は、「60家族の農民と12種類のバルター職人」という表現に見られるように、農村社会の中核に位置し、ワタン制度による授受関係の中でその職務と権益を規定された。後発のアルター職人に対しても、ワタン制度は拡大適用され、彼らもワタン制度による授受関係の中に組み込まれていった。これまでの研究は、近世の職人が、ワタン制度によって支えられた、農村の分業体制の中で、活動をしていたということを明らかにしてきた。

1-3 本章の手法と課題

前項では、近世インド西部における職人と分業体制の関係を考察してきた。従来のワタン制度に関する研究は、ワタンの授受関係を明示するブネー文書館の公文書や、その他の私文書の中で公刊された文書に依拠してきた。18世紀のマラーターに関する公刊文書は、その大部分が十分に分析され、前項のような研究成果を残してきた。しかしながら、ブネー文書館の文書の大部分は、マラーター同盟の宰相政府や、その下位の州政府・郡政府などの地方政府に支払われた税制史料から成っている。大量の文書であるために税制史料の公刊は十分に進んでおらず、冒頭で記したように多くの史料が世に紹介されていない。そこで本章は、特に詳細な記録が得られたブネーの周辺地域に注目しながら、税制史料という新しい視点から在地の職商集団の活動とその役割を再検討する。従来の研究では、ワタン制度との深い関係から村抱えの職人が研究対象となってきた。しかし次節で述べるように、宰相政府下の税制では、職人へ課された税目が商人にも課されていた。これまであまり扱われてこなかった在地で活動した商人も研究対象に含め、職商集団の活動を分析する。ただし税制史資料を用いることは、税制が職商集団の活動を規定し、彼らを分類したことを意味しない。本章は18世紀後半以降の史料を用いるが、この時期は小谷が言う二次的ワタンが現れ、ワタン制度の成熟期であったと考えられる。むしろこのような状況では、ワタン制度などの在地のルールに基づく職商集団の活動やその在り方が在地社会に課された税制に影響を与えていたと筆者は考える。

本章第2節では職商集団に課された税目を示すとともに、その記録から彼らの活動を再検討する。第3節では税帳簿等で多く記載された特定の職商集団を取り上げ、その活動と役割を解明する。第3

節の分析は、ワタンの授受関係を示す史料ではほとんど言及されてこなかった職商集団に注目するものであり、新たな集団の解明を通じて、職商集団の性質の再検討を試みるものである。これらの分析を通じて、ワタン制度による分業体制という静的な社会を取り巻く、インド近世の動的な動きを明らかにするとともに、分業体制を再考する上で必要な論点を提供することを目指す。

本書序論で示されているように、インド南部ではミラーズと呼ばれる職務と権益の総体が存在し、しばしばワタンと比較されてきた。また広く職商集団を対象にすると、前近代のインド各地について研究が存在する。本章は、新たな史資料によって解明される職商集団の諸要素をより明確に示すために、近世のインド西部に関する従来の研究との比較のみを行なう。他地域・他時代との比較は今後の課題とし、随時、その比較点を示すに留める。

2 税史資料にみる職商集団

本節では、職商集団に課された税金とその課税状況を税目毎に示し、そこから職商集団の活動の一端を解明する。具体的には、バルター税、営業税、地税が本節での分析対象となる。本節では、特に多くの税関係の史資料が得られたインダプル郡インダプル町の帳簿を主として用いる。村の集合は郡 (Parganā) と呼ばれ、行政的には村の上位の地域単位となっていた。後述するように、常設市をもった村は町 (Qasbā) と呼ばれた。インダプル郡には、常設市をもつインダプル町のほかに、週1回の定期市をもつカラス町が存在した。カラス町には常設市が設置されていなかったが、1次史料では町 (Qasbā) として名付けられていたため、本章でもカラス町と表現する。また次項では、町との比較のためにインダプル郡内の村であるカールタン村およびセールガーオン村に注目する。さらにインダプル郡の西側にあるスーベ郡のパラーマティ町を考察に加える。パラーマティ町は、インダプル町同様に常設市をもち、職商集団の活動について郡を超えた町の比較が可能となる。

2-1 バルター税

農村の職人には、バルター税を課された者がいた。バルター税とは、文字通り、バルター職人に課せられた税である。A. R. クルカルニーによると、18世紀半ばまでバルター税の項目は帳簿等に記載されておらず [Kulkarni 2008b: 211-212]、18世紀後半のマラーター同盟中央または地方政府の財政難の中で、新たに課された税であると筆者は推察する。当時の村帳簿によると、18世紀後半の村の主税目は、本税である地税 (=「政府の取り分」) であった。地税以外では、バルター税と次項で検討する営業税のみが、毎年徴収されており、それ以外の諸税に関しては、年毎に徴収される税目が異なっていた。年や村によって若干異なったが、バルター税の本税に対する割合は1割も満たなかった¹⁰⁾。税としては、少額であったが、後述するように職人の在り方の一側面をバルター税は示していた。表1-3は、ブネー県インダプル郡インダプル町内の農村地区(次項参照)で課税されたバルター税の内訳である。

表1 インダプール町の1771年におけるバルテ-税の職種別納税額¹¹⁾

バルテ-職人	大工	金工師	皮革工	洗濯屋	陶工	床屋	合計
ルピー	30	33	90	75	40	80	348

出典：Jamābandī Kasbā Indāpūr, Shuhūr 1171, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 705, Maharashtra State Archives, Pune (以後、MSAPと略記する。)

表2 インダプール町の1814年におけるバルテ-税の職種別納税額

バルテ-職人	大工	金工師	皮革工	洗濯屋	陶工	床屋	合計
ルピー	29-8	6	90	49	39	48-12	262-4

出典：Ākār Kasbā Indāpūr, Fusli 1223, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 712, MSAP.

表3 インダプール町の1815年におけるバルテ-税の職種別納税

バルテ-職人	大工	金工師	皮革工	洗濯屋	陶工	床屋	合計
ルピー	6-12	n/a	87	48-5-6	30-14-3	15-8	188-7-9

出典：Ākār Kasbe Indāpūr, Fusli 1224, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 712, MSAP.

表1-3が示すように、バルテ-税は、職人集団によって額が異なっていた。各職人集団の構成人数が明らかになっていないため、被課税者個人の負担額が同一であったかは、明らかにならない。特に重要なのは、インダプール町にはマハールなども存在したが納税者リストに名前は見出せず、必ずしも全てのバルテ-職人にバルテ-税が課されたわけではないことである。1815年に関しては、金工師の課税額が記されていない（表3参照）。金工師が何らかの理由で、バルテ-税が免除されたと考えられる。この事例を除いては、年によってバルテ-税の被課税集団が変化することはなかった。バルテ-税は、各村・町で課税されていた。比較のために、インダプール郡カラス町、スーベ郡バラ-マティ町におけるバルテ-税の納税者を示す。

表4-5からも、職人集団によって課税額が異なったこと、全てのバルテ-職人に課税されたわけではないことが明らかになる。町・村間の課税対象集団を比べると、インダプール町には、ヒンドゥー堂守りが居住したが、バルテ-税は課されていない。他方、カラス町やインダプール町にマハール¹²⁾が居住したが、非課税であった。すなわち町・村によって、課税対象となる集団が異なっていた。各村・町毎のバルテ-職人がワタンを有していたか否かが、バルテ-税の課税に影響を与えたと考えられる。3町の状況を総括すると、バルテ-税が課されていたのは、大工、皮革工、洗濯屋、陶工、床屋などの、手工業・一部のサービス業に関わる職人たちであり、占星術師やムスリム導師などの宗教関係者は課税の対象となっていなかったことがわかる¹³⁾。マハールやマ-ングなどの不可触民、ヒンドゥー堂守り等は、村・町によって課税の状況が異なった。前述したように、ワタン制度によって在地の授受関係が制度化されている状況において、政府が税目にしたがってバルテ-職人をこのような形で新たに分類して統治したとは考えがたく、在地におけるバルテ-職人集団の在り方を反映さ

表4 カラス町におけるバルテータ税の職種別納税額

バルテータ職人	大工	金工師	皮革工	洗濯屋	陶工	床屋	鍛冶屋	ヒンドゥー堂守り	マーング	合計
1769	60		60	30	30	30	60	15	20	305
1775	65		63	32-8	32-8	32-8	65	16-4	20	326-8-4
1788	32-8		32-8	16-4	16-4	16-4	32-8	8-0-1.5	8-0-1.5	162-4-3
1789	32-8		32-8	16-4	16-4	16-4	32-8	8-0-1.5	8-0-1.5	162-4-3
1812	20		20	10	20	210	20	5	5	110
1813	32		32	16	16	16	32	8	8	160
1815	32		32	16	16	16	32	8	8	160
1818	40		40	20	20	20	40	10	10	200
1822	32		32	16	16	16	32	8	8	160
1825	32		16	8	8	8	n.a.	n.a.	n.a.	72
1826	6		6	3	3	3	6	n.a.	1-8	28-8

出典：Jhādtī Kasbā Kalas, Pargane Indāpūr, Fusli 1178, 184, 1197, 1198, 1221, 1222, 1224, 1227, 1231, and 1234, Puṇe Jamāv Rumāl no. 720, MSAP.

表5 バラマティ町におけるバルテータ税の職種別納税額

バルテータ税	大工	皮革工	洗濯屋	陶工	床屋	鍛冶屋	ヒンドゥー堂守り	マハール	合計
1771	20-12	20-12	16-2-6	16-2-6	16-2-6	20-12	2	15	127-11-6
1773	20-12	20-12	16-2-6	16-2-6	16-2-6	20-12	2	15	127-11-6
1810	20-13-6	19-8	12	n.a.	12	n.a.	2	n.a.	46-5-6

出典：Hisebī Jhādtī Kasbe Baramati, Fusli 1180, 1182, and 1219, Puṇe Jamāv Rumāl no. 758, MSAP.

せて、効率よく課税したと考えるべきである。残念ながらバルテータ税を課す基準は明らかにならなかったが、同税の課税状況からバルテータ職人が一様の集団ではないことが明らかになった。

2-2 営業税

営業税 (Mohtarfā) は、「通商、専門職、村の職人 (熟練工) 職、または彼らの設備に課された税」であり [Wilson 1997: 350], 商人・職人に広く課された。村や町で広く課されたが、商業や手工業を主体とする町の市場地区では、営業税が主な税収となっていた [Ogawa 2015b: 145-147]。営業税に関しては、後述するように、村や町の農村地区と市場地区で、課税の在り方が異なっていた。そこで本項では、農村地区と市場地区の違いを示した後に、営業税の課税状況について検討する。

インド西部では、交通・流通の要となる地点に常設市が設けられ、町 (Qasbā) が形成された¹⁴⁾。これに加えて、週に一度の定期市が要所で開催され、町に位置する常設市とともに、郡の行政地域を

越えた交易ネットワークが形成されていた [Ogawa 2014: 159-167]。筆者はかつて町の内部構造を分析し、町が常設市を中心とした市場地区（ペート地区）と農村地区に分かれていたことを示した [Ogawa 2015b: 139-149]。インド西部では、町の面積は郡内最大で、その大部分を農村地区が占めたため、町は郡内最大の農村という性格をもち、郡庁に納めた、穀物の「政府の取り分」である地税額も郡内で最大であった¹⁵⁾。このように町の農村地区は、農村と生産構造が変わらず、ワタンの授受を基礎とした社会経済関係が成立していた。他方で、町の市場地区では、市場を統括する市場長や市場書記のワタンが設定されたが、市場地区の手工業者や商人のワタンは設定されず、比較的、自由な往来・居住がなされていたようである¹⁶⁾。

下記の表 6-11 は、それぞれインダプール郡カールタン村、同郡セールガーオン村、インダプール町農村地区、バラーマティ町農村地区、インダプール町市場地区、バラーマティ町市場地区の営業税の納税者と納税額を示している。

表 6 インダプール郡カールタン村の営業税の職種別納税額

職人	油屋	マルワーリー
1812	2	7-5
1815	2	7-5

出典：Jamābandī Kulwār Mauj Kāltan, Pargaṇā Indāpūr, shuhūr 1212 and 1215, Puṇe Jamāv Rumāl no. 720, MSAP.

表 7 インダプール郡セールガーオン村の営業税の職種別納税額

職人	パーン屋(店)	マルワーリー	グジャール
1818	2	16	33

出典：Patrak Kulārag Mauj Shelgānv Pargaṇā Indāpūr, shuhūr 1218, Puṇe Jamāv Rumāl no. 780, MSAP.

表 8 インダプール郡インダプール町農村地区の営業税の職種別納税額¹⁷⁾

職人	ワーニー(店)	織工(店)	グジャール
1771		20	
1777		20	
1786		20	

出典：Taḷeband, Kasbā Indāpūr, Shuhūr 1171, 1777, and 1786, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 705, MSAP.

表 9 スーベ郡バラーマティ町農村地区の職種別納税額

職人	油屋(店)	グジャール
1771	6	16
1773	4	16

出典：Jhādī Ākār Kasbe Barāmatī Fusli 1180, and Taḷeband Ākār Jamā, Yekandar Kasbe Barāmatī Fusli 1182, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 758, MSAP

表 10 インダプル郡インダプル町市場地区の営業税の職種別納税者数¹⁸⁾

納税者	店持ち商人 (Bakāl)	両替商	布商人	金工師	真鍮細工師	Seti Burkūl (不明)	Burkūl (不明)	毛織り工	織工 (Balgade)	織工 (Kande)
1784	81	10	24	18	19	4	18	5	6	6
1788	80	10	26	19	20	3	16	5	6	6
1811	41	10	9	6	3	n/a	n/a	17	11	
1814	42	8	13	7	4	n/a	n/a	15	15	
1816	46	9	17	11	5	n/a	n/a	13	18	
1818	46	9	21	11	5	n/a	n/a	12	18	
納税者	ムスリム野菜売り	パーン屋	香水屋	毛織り工	肉屋	油屋	花菜栽培人	日雇い労働者	その他	
1784	7	3	2	23	11	22	12	44	10	
1788	9	4	3	24	9	23	14	64	10	
1811	4	4	2	n/a	8	5	13	6	7	
1814	4	7		n/a	8	8	13	11	7	
1816	4	7		n/a	7	9	13	24	9	
1818	4	6		n/a	7	10	12	48	10	

出典：Kulārag Jamā Peṭh Indāpūr Shuhūr 1188, Yādī Wasūl Bāki Peṭh Indāpūr Fusli 1220, and Gāv Jhāda Peṭh Indāpūr Fusli 1225, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 716, MSAP

表 11 スーベ郡バラーマティ町市場地区の職種別納税額

納税者	ワーニー	グジャール	両替商	金工師	織工	裁縫人	真鍮細工師	油屋	ムスリム野菜売り	毛織り工	香水屋
1805	105-4	223-4	68	38-5-6	40	56	55	40	20	4	1-8
1806	100-4	202	36-12	30-14	50	67	61	40	20	17-8	1-8
1810	n/a	174-12	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
納税者	洗濯人	床屋	陶工	籠担ぎ (Bhoi)	軽業師 (Dobari)	Khane (不明)	Kamal (不明)	パーン屋	真鍮細工師	太鼓たたき	
1805	5	6	6	4-8	1-8	1	12	4	1	4	
1806	5	6	6	2	2	1	10	8-4	1	4	
1810	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	

出典：Jhādī Peṭh Barāmatī Fusliī 1214, Jhādī Peṭh Barāmatī Fusliī 1215, and Hiseb Jhādī Peṭh Barāmatī Fusli 1219, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 758, MSAP

市場地区では、営業税が主要な税収になっていた。市場地区は、ワタン制度によって社会経済関係が規定されていなかったために、営業税の課税では、バルテー税と異なり、ワタンの有無は問題にならなかった。19世紀後半の植民地政府によるセンサス事業開始まで、インド西部では体系的な人口

調査が行われておらず、近世の町の市場地区に居住した職人・商人の全体像は明らかにならなかった。そのため市場地区の全ての職人・商人が営業税を払ったか否かはわからない。課税額はバルター税と同様に、職人・商人集団によって異なった。また年によって課税額が変動したこともわかる。

営業税は、村や町の農村地区でも徴収された。村や農村地区での営業税は、バルター税と同じく本税すなわち地租の1割にも満たなかった。農村の帳簿の営業税の項では、基本的に「店舗に対して」という語が付されていた。この語が付されずに、営業税を課されたのはマルワリーとグジャールであり、後者のグジャールは、後述するように、グジャラート商人の一派であった。マラーター同盟がグジャラート地方に本格的に進出する18世紀半ば以降に、ブネー周辺を対象とする種々の史資料に両商人集団の名前がみられるようになることから [Kulkarni 2008: 39]、彼らのデカン地方への本格的な進出は18世紀後半であると考えられる。この新たな外来の商人集団の職務と権益は、ワタン制度によって規定されていなかった。すなわち営業税は、ワタン制度に規定されない彼らの活動に対して課されていた。他方で、村や町の農村地区では、後にアルター職人と呼ばれる職人が活動していたが、彼らが店舗を有していた場合のみ、「店舗に対して」という名目で営業税が課されていた。表8および表9が示すように油屋と織工とパーン屋が店舗を保有していた。本章で取り上げた事例では、その他の農村のアルター職人も専門職に従事していたが、店舗を有していないために彼らには営業税が課されなかった。市場地区と農村での職人の在り方の違いは、農村では彼らの職務と権益がワタンによって規定されていたことである。外来商人への課税と農村でのアルター職人への非課税から、営業税はワタンに規定されていない商人や職人の活動に課されていたものであったと考えられる。そのためワタン制度が通用しない市場地区では、種々の職人・商人に営業税が課された。

ただし前述したように、営業税は「店舗に対して」という名目で、農村のアルター職人にも課された。先に述べたようにデカンの農村部では郡内のいくつかの村で定期市がたち、余剰生産物・製品が、町の市場地区やこれらの定期市で流通したが、それとは別に農村にもいくつかの店舗が存在したことが営業税の記録から判断できる。店舗での営業は、ワタン制度に基づく授受関係とは異なる流通であったから、営業税が課された。本項では、農村での営業税徴収に関する数例を示したに過ぎないが、多くの村で、織工と油屋が「店舗に対して」営業税が課されていたのは注目し得る。すなわち職人の中で、この2集団はより商業化していたとすることができる。油屋の活動に関しては次節で考察する。織工の活動の詳細を示す史資料は、ペーシュワー文庫では多く見つかっていない。しかし通関税の記録によると、村間、村一町間、町間など在地で最も多く流通していたのは、穀物と現地産綿布であった¹⁹⁾。その製造者であった織工の活動は在地経済・商業において非常に重要であったことは想像に難くない。在地の織工の活動に関しては、デカン地方東部やインド南部について、植民地化の影響を考察するいくつかの研究がある [Haynes 1999: 35-67]。織工の活動は農村の商業化を考える際に他地域との比較点となりうる。

このように営業税の記録は、町市場地区の職商集団の内部構造を示すと共に、農村の商業化の端緒

を示している。そしてワタン制度では捉えきれない在地の生産・流通活動を把握する上で、この税の記録は極めて重要な役割を果たす。

2-3 地稅

先に検討したバルテー税と營業税は、職商集團からの税の徴収を目的としており、彼らが、この主たる納税者であった。しかし税関係史料を分析すると、地稅の項目に関しても職商集團の名前を見出すことができる。例えば、インダプール町の農村地区では、大工、油屋、肉屋、グジャー等の名前を地稅の納税者リストの中に見出すことができる²⁰⁾。地稅は分割で支払われることが多かったが、インダプール町の農村地区では、地稅納入者が地稅を分割で支払った日程が記録されていた。この記録の中にも、職商集團の名前を見出すことができる。下記2通は、土地を耕作して地稅を支払った大工と油屋の記録である。

【記録1】²¹⁾

インダプール町農村地区²²⁾：ファスリ曆1224年〔西曆1815年〕の取決め
上記年の稅収

〔納税者〕 マルハーリー・スタール（大工）

26ルピー 12アンナ：耕作地に対して

〔上記額の内訳〕

20ルピー：Bhutanwar〔不明〕について、60ピガ²³⁾〔の土地を耕作する〕²⁴⁾。毎年5ルピーずつ増加し、
〔最終的に〕35ルピー〔の課稅額〕となる契約をファスリ曆1227年〔西曆1818年〕まで結んだ。

昨年の課稅額：15ルピー 増加額：5ルピー 合計：20ルピー

6ルピー 12アンナ：その他の地片 面積：30ピガについて

昨年の課稅額：4ルピー 8アンナ 増加額：2ルピー 4アンナ

合計：6ルピー 12アンナ

合計：26ルピー 12アンナ

8ルピー 4アンナ：付加稅

合計：35ルピー

〔支払い日程〕

6ルピー 13アンナ：ジルカード月〔イスラーム曆第11月〕2日：金工師を通じて

10ルピー 9アンナ 6パイサ：ムハッラム月〔イスラーム曆第1月〕1日：金工師を通じて

合計：17ルピー 6アンナ 6パイサ

17ルピー 9アンナ 6パイサ：ジャマーディラーワル月〔イスラーム曆第5月〕15日：金工師を通じて

合計：35ルピー 滞納額：0

【記録2】²⁵⁾

インダプール町農村地区：ファスリ曆1202年〔西曆1793年〕の取決め

上記年の税収

〔納税者〕 マハタルジー・テリー (油屋)

12 ルピー：耕作地に対して

〔上記額の内訳〕

17 ルピー：15 ビガの地片について。昨年の査定額にしたがって

40 ルピー：45 ビガの地片について。昨年の査定額にしたがって

合計：57 ルピー

9 ルピー：係争地²⁶⁾である 30 ビガの地片について。昨年の査定額〔9 ルピー〕にしたがって

合計 66 ルピー

経営失敗のために 54 ルピーの減税 残額：12 ルピー

〔支払い日程〕

15 アンナ (①²⁷⁾)：〔支払い日不明〕 サダーシブ・マヒパト下の、マヒパト・ウダヴを通じて

7 ルピー 12 アンナ (②)：ファスリ暦 1204 年〔西暦 1795 年〕ムハッラム月 20 日

6 ルピー 14 アンナ：油に関して 10 ルピー 14 アンナ〔の支払い〕。この額から、搾油機のために 4 ルピーを軽減する。その残額分のしはらい。

14 アンナ：ハイバティ・テリーが油に関して過払いをした分²⁸⁾

合計：7 ルピー 12 アンナ

合計：8 ルピー 11 アンナ (①+②)

2 ルピー 8 アンナ 6 パイサ (③)：ファスリ暦 1204 年〔西暦 1795 年〕ラジャブ月〔イスラーム暦第 7 月〕18 日

ファスリ暦 1200 年〔西暦 1791 年〕の、油屋自身が支払う税の取決め額：4 ルピー

控除：1 ルピー 6 アンナ 残額：2 ルピー 10 アンナ

両替手数料²⁹⁾の控除：1 アンナ 6 パイサ 残額：2 ルピー 8 アンナ 6 パイサ

11 アンナ (④)：ファスリ暦 1204 年〔西暦 1795 年〕ラジャブ月 24 日

ファスリ暦 1204 年〔西暦 1795 年〕の、油屋自身が支払う税の取決め額：2 ルピー

控除：1 ルピー 5 アンナ 残額：11 アンナ

1 アンナ 6 パイサ (⑤)：ファスリ暦 1204 年〔西暦 1795 年〕サーバーン月〔イスラーム暦第 8 月〕27 日

自身での支払い

合計 12 ルピー (①+②+③+④+⑤) 滞納額：0

上記 2 通は、職商集団の耕作に関する重要な特徴を示している。【記録 1】によるとマルハーリー・スタールは、土地の耕作に関して、税額が毎年累増する契約を結んでいた。同人物に対する西暦 1813 年 (ファスリ暦 1222 年) の記録には、35 ルピーを満額とする、上記と同じ契約についての言及があり、1813 年の 60 ビガの地片に対する地税額は 10 ルピーで、その前年 (1812 年) の税額は 5 ルピーであった³⁰⁾。よってこの契約は、1811 年に免税で契約が始まったか、1812 年に 5 ルピーという低額で契約が始まったと考えられる。いずれにせよ、毎年 5 ルピーの割合で地税額が 1818 年 (ファスリ

暦 1227 年) まで累増する契約であったことがわかる。このような累増課税の方法はイスターワー Istāwā と呼ばれ、荒蕪地を新たに開墾した者に対し、この課税法が取られた [深沢 1972b: 254-255]。これは税収の増大を求める政府の勸農政策の一環であった [小谷 1989: 66-67]。注目すべきは、マルハーリー・スタール以外の多くの職商集団の耕作記録にも同様の契約が記載されている点である³¹⁾。すなわち、職商集団は、先祖伝来の土地を耕していたわけではなく、新たに開発した土地を耕作していたことがわかる。これをワタン制度に照らし合わせて考えると、土地を耕作した職商集団が、農民ワタンを有していた可能性は極めて低く、農民ウパリーとして土地を耕作していたことがわかる。すなわち油屋ワタンや大工ワタンの保有者は、土地を耕作していたとしても、農民のワタンを有していたわけではなく、あくまで本業は油屋や大工の仕事であった。管見の限り、この種の契約の記録は 1760 年代に始まり、1780 年代以降に契約の記録数が大きく増大した。深沢は 1750 年代に荒蕪地の開発が進められたと推察しているが [深沢 1972b: 254]、18 世紀の最後の四半世紀に開発はさらに進み、この時代には、伝統的な農民集団のみでなく、職商集団も開発の担い手になっていたであろうことを上記の記録は示している。

【記録 2】は、マハタルジー・テーリーの地税納入に関する記録である。この記録の最大の特徴は、理由は明記されていないが、契約を結んだものの³²⁾、耕作者が土地の経営に失敗し、予定通りの地税の完済が不可能になった点である。そのために地税の大幅な減税が行なわれたが、それでもマハタルジーは地税の全額を支払うことが困難で、マヒパト・ウダヴから借金をして、税金が納められた。取決めは 1793 年 (ファスリ暦 1202 年) に結ばれたが税の支払いは滞り、1795 年 (ファスリ暦 1204 年) に彼の油屋業から地税滞納分の一部が回収された。【記録 2】は、マハタルジー・テーリーの地税完済後に作成された文書である。1795 年ラジャブ月以降の記録は、マハタルジー・テーリーが何らかの控除を受けながら、地税額を完済したことを示している。【記録 2】で注目すべきは、1795 年ムハラム月に、マハタルジー・テーリーの油屋業から滞納額が回収されたことである。すなわちマハタルジー・テーリーは、油屋業を営みながら、土地の耕作を行っていたこととなる³³⁾。1793 年に町役場が油を購入した買い付け先の油屋リストの中に、マハタルジー・テーリーの名前を見出すことができ、彼は確かにこの時期に油屋として活動していた (注 51 参照)。【記録 2】によって、職商集団による本職と土地耕作の兼業が裏付けられた。

【記録 1】と【記録 2】を通じて特筆すべき点を述べて、本項を終える。両記録の支払い日程では、ともに「～を通じて」という表現がみられる。この表現は、字義的には第 3 者が地税を代納したことを示すが、実際には納税者が第 3 者から借金をして税金を支払ったことを意味した。カースト集団の頭や親族が債権者となることもあったが³⁴⁾、多くの場合で専門の金貸しが債権者となった。【記録 1】では、「金工師を通じて」地税が納入されている。金工師は、金貨—銀貨および異なる銀貨間の両替を行い、さらに在地の金融業を担っていた。次節で指摘するように、在地の金融業には、グジャラート商人であるグジャールが積極的に関わっており、地税の納入に関して「グジャールを通じて」とい

う表現がしばしばみられた³⁵⁾。地稅納入に関して、在地の金融業者として金工師やグジャールが、職商集団を含む広範な層に金貸しを行っていたことが、同種の記録から明らかになる。

地稅関連の史資料から、職商集団の中には、ウパリー農民として土地を耕作するものがいたことが明らかになった。彼らは本業を行いながら、農業を兼業していたと考えられる。職商集団の兼業は、インド共同体論に再考を迫る非常に重要な問題である。また職商集団が、その活動を商業ではなく農業に拡大させたことは、デカン地方の商業化の問題が関わっており、インド亜大陸内で、職商集団の活動の在り方は大きく異なると考えられる。職商集団の兼業については、さらに多くの史資料を収集すると共に、インド亜大陸内の他地域との比較が必須であり、これを今後の課題とする。

3 政府と職商集団

前節では、職商集団が支払った税に注目して、彼らの活動の一端を明らかにした。本節では、村や郡の帳簿を用いて、職商集団の活動を分析する。これらの帳簿には、収入の部に税収、支出の部に各種の公的支払いが記載されていた。この支出の部には「つけの支払い」という項目があり、つけで油屋とグジャラート商人のグジャールから品物を、町役場や村役場などの地方政府が購入していることが明らかになった。このことは地方政府が、これら2集団と特別な関係にあったことを示している。税制関係の史資料から職商集団を再考する本章では、油屋とグジャールについて書かれた様々な公的文書を用いて彼らの活動を詳細に分析し、これまで知られてこなかった職商集団の活動に関する新たな側面を示す。

3-1 油屋

油屋の重要性は、前近代インド社会における油の重要性に起因する。下記は、1773年（ファスリ暦1182年）のインダプール町農村地区の油の使用に関する帳簿である。この帳簿は、18世紀後半のインド西部における油の使用の特徴をよく示している。

【帳簿】 インダプール町 ファスリ暦1182〔西暦1773年〕³⁶⁾

インダプール郡農村地区における油の消費：44ルピー4アンナ

〔内訳〕

3ルピー3アンナ6パイサ：〔公的機関での〕油の使用

1ルピー2アンナ：インダプール郡の郡庁（Kacheri）6マン20セール³⁷⁾

4アンナ6パイサ：操り人形の紐³⁸⁾ 5セール

11アンナ：カンデーラーオの土地調査 7マン

1ルピー2アンナ：文書館での消費 10マン

〔小計〕 3ルピー3アンナ6パイサ

37ルピー10アンナ：ヒンドゥー寺院および神像・廟などでの消費

3ルピー6アンナ6パイサ：ホーリー祭での消費

〔合計〕 44 ルピー 4 アンナ

上記の帳簿で、最大の支出項目は、「ヒンドゥー寺院および神像・廟などでの消費」である。このことは、油がヒンドゥー教の儀式・祭礼にとって非常に重要であったことを示しており、町役場もヒンドゥー寺院や神像、廟で使用する油の一部を負担していた。種々の社会集団や地域の有力者も油を寺院等へ納めていたので、町役場がすべてを負担していたわけではない。また次に大きな支出項目もヒンドゥー教の祭礼関係で、ホーリー祭で使用する油の提供であった。ホーリー祭以外にも、ディーワリー祭、ナウラトリー祭、ダサラ祭での儀式で油が用いられており、村や町の帳簿をみると、これら祭礼で使用する油の一部を、村役場や町役場が負担していた³⁹⁾。そして村の中心となるヒンドゥー寺院が、日々の宗教行為の中で消費する油も、村の支出 (Gāon Kharch) から賄われた⁴⁰⁾。上記の帳簿では、油の費用の9割以上が宗教的な目的で使用されており、同帳簿は、18世紀のインド社会において宗教儀礼での油の使用がいかに重要であったかを示している。さらに同帳簿が示すように、インダプル郡の行政の中心である郡庁 (Kacheri) や文書庫 (Daftar) などの役所の灯として油が使用された。郡庁や文書庫は、各郡の中心地に置かれ、地方行政の中心となっていた。これに関連して役所や駐屯所に置かれている剣の清掃用にも油が使われていた⁴¹⁾。上記帳簿の「カンデーラーオの土地調査」の項目は、土地調査において油が使用されたことを意味している。土地調査における油の使用は史料中にしばしば見られるが、現地の歴史家によると、デカン高原では、地片や村の境界線を引くために油が使用されていた。土地行政においても油は重要なものであった。

他の油の使途も、関連する行政文書の中に見出すことができる。マラーターの軍隊には、ゾウ・ラクダ・馬が配備されていた。馬の飼育が武将 (Sardār) に任されたのに対し⁴²⁾、ゾウやラクダの飼育は、ゾウ舎・ラクダ舎が担当し、ゾウやラクダが駐留する郡が、その経費の一部を負担した。ゾウやラクダの餌や薬には油が含まれており⁴³⁾、油は、軍用動物の飼育においても欠かせないものであった。例えばインダプル町の町役場は、同郡に駐留しているゾウの餌として、同町市場地区の油屋から油を購入している⁴⁴⁾。通関税 (Jakāt) の帳簿にも油の記載が見られる。通関税の税収の一部は⁴⁵⁾、要地となる村・町に置かれた税関の事務員、警備員、税関の維持のために用いられた⁴⁶⁾。税関の維持費の中には、灯用の油の費用が含まれていた。18世紀のプネーのマラーター同盟宰相政府付のイギリス人駐在官が記した郵便送達の報告書によると、18世紀後半プネー市周辺では、夜間の早い時期であれば郵便が届けられており⁴⁷⁾、油の灯によって治安の悪い夜間でも、ある程度は業務が行なわれていたことがわかる。また1777年にインダプル町で強盗が出没するという噂が流れ、夜間パトロールのために油が買い足されていた⁴⁸⁾。インフラが整備されておらず、強盗などが頻出した前近代インド社会において、夜間の治安向上に、油の灯が一定程度の役割を果たしていた。公的な文書の分析に限っても、宗教・軍事・行政の様々な場面で油が用いられていたことがわかり、これに商業や社会生活における使用を考えると、前近代のインドにおける油の高い需要と、在地社会における油屋の重

要性がわかる。

上に分析したような様々な目的での油の使用のために、町長を中心とした町役場が、毎年、油屋からつけ（Uchāpat）で油を購入していた⁴⁹⁾。1777年（ファスリ暦1186年）の油のつけの記録によると、町役場は、宗教的・行政的な目的で、その年に55マンの油を9名の油屋から購入していた⁵⁰⁾。他の事例では、1793年（ファスリ暦1202年）のサワール月〔イスラーム暦第10月〕12日から翌年のジャマーディラーカル月〔イスラーム暦第6月〕28日まで、町役場が、祭り等のために9マン38セルの油を購入していた。町役場は同町の5名の油屋からこれを購入したが⁵¹⁾、この5名中の3名は、1777年におけるつけの支払いリストに記載された油屋（9名）と異なる人物であった。このことから町役場が常に同じ油屋から油を購入していたわけではないことがわかる。他方でラーヌー・テリーやマハタルジー・テリーなど両事例のリストに名前が見出される油屋は、より町役場とのつながりが強かったと考えられる。

さらに村長（町長）ワタンの授受関係からも、油屋の活動の一端を知ることができる。インダプール町の長は、市場地区において、職人の活動規模に応じて、種々の取り分を得ていた。油屋からインダプール町の長は、搾油機（搾油器）ごとに、9ターク⁵²⁾の油を得ていた。この町長ワタンの帳簿によると、18世紀後半のインダプール町の市場地区には、36機または37機の搾油器が存在し、その内の2機を油屋頭が保有していた⁵³⁾。この帳簿からは、他の搾油器の保有状況は明らかにならなかった。しかし前節の地税支払いで引用した【記録2】によると、マハタルジー・テリーは、搾油機を保有しており、地税取立て額が減免されていた。マハタルジー・テリーは、上記2例で示した以外のつけのリストにもその名を連ねており、油屋の中で、特に町役場との関係が深かったと考えられる。彼は搾油機も保有しており、インダプール郡市場地区の油屋の有力者であったことが推察される。町長ワタンの帳簿から、マハタルジー・テリーとは別に油屋頭が存在したことが明らかになっている。搾油器の全数から判断して、インダプール町市場地区では、油屋頭とマハタルジー・テリーだけが搾油機を保持していたわけではないと考える。油屋頭を頂点に、その次に町役場と関係を築いていた有力油屋が存在し、それ以外に一般の油屋が活動していたと考えられる。インダプール町の市場地区（表10）やバラマティ町の市場地区（表11）の納税者リストは、油屋が少なくとも市場地区で営業を行っていたことを示している。またバラマティ町農村地区（表9）で油屋が営業税を支払っていたことから、彼らが農村に店舗を持ち商業活動を行っていたことがわかる。市場地区と農村地区の油の流通は油屋自身が結合させていた。近世の重要製品である油の流通は、農村の商業化を進める上で重要である。

3-2 グジャール

前述したように、グジャールは、18世紀半ばにデカン地方に来たと考えられるグジャラート商人の一派である。ヒンドゥー商人は、一般的にバニヤールと呼ばれるが、デカンではワーニーと呼ばれる

ことが多かった。ヒンドゥー商人の中でも、グジャラート出身で、17-18世紀にインド亜大陸で広く商業活動を行った商人集団は、グジャラート・バニヤーまたはグジャラート・ワーニー（いずれも、グジャラート商人の意味）と呼ばれた。グジャラート・バニヤーの一派であるメシュラ・バニヤーは、南インドのカルナータカ地方やマドラスに到達したといわれている。メシュラ・バニヤーの一派がグジャール又はグジャール・バニヤーと呼ばれた [Enthoven 1997: 412-413]⁵⁴⁾。英領期の地誌ではグジャールがこのように分類されているが、18世紀半ばはグジャラートがマラーター同盟領となり、様々な出自のグジャラート商人がデカンにやってきたと推察される。18世紀後半のグジャールは、メシュラ・バニヤーの一派のみでなく、それ以外の集団を含んだグジャラート商人を広く意味する語であったと筆者は考える。

前節表 11 のバラマティ町市場地区の営業税の職種別納税額リストには、グジャールの項目があり、彼らが同税を払っていたことがわかる。他方で、前節表 10 のインダプル町市場地区の職種別納税者数リストにグジャールの項目はないが、店持ち商人の項目内にグジャールの名を見出すことができる⁵⁵⁾。例えば同表中の 1784 年の行を見ると、店持ち商人の納税者 81 名の中に 8 名のグジャールが含まれていた。2 年後の 1786 年のインダプル町農村地区の営業税の職種別納税額リスト（表 8）には、4 名のグジャールが含まれていたが、この 4 名は、全員が 1784 年の市場地区の営業税リストの店持ち商人の中に含まれていた。すなわち 1784 年の市場地区での店持ちのグジャール 8 名の中で、半数の 4 名は農村地区にも店舗をもっていたことになる。1784 年の市場地区の店持ち商人の中に、グジャールの 4 名以外で、農村地区に店舗をもっていた者はいなかった。市場地区と農村地区の商業を結ぶ重要な役割を、グジャールが担っていたことがわかる。さらに前節で考察した営業税と地税のほか、前項で油の重要性を考察する際に用いた通関税の記録にグジャールの名を見出すことができる。インダプル町市場地区で、唯一の布商人として営業税を支払っていたマニールム・グジャール（注 55 参照）が、インダプル町の外港であるヒンガン村の港に布製品を運んでいたことが明らかになった⁵⁶⁾。多くのグジャールが町の市場地区間の交易、町と港との交易に従事して、商品の輸送・売買を行っていたことを通関税の記録が示している。

地税納入者リストの中にも、数名のグジャールの名前を見出すことができる。特に詳細な地税納入者のリストが得られたインダプル町農村地区のデータを分析すると、同町農村地区で最初のグジャール耕作者となる、ムクンド・セート・グジャールの名前が 1782 年の納税者リストの中に出てくる。同人物は 1782 年に 30 ビガの土地を耕作していた⁵⁷⁾。一時的に 30 ビガ以上の土地をもったときに、ムクンド・セート・グジャールは、30 ビガを超えた分の土地を、農業労働者を雇って耕作させていたが、30 ビガの土地は自耕していた⁵⁸⁾。他のグジャールも、自耕を基礎として、インダプル町農村地区の耕作を行っていた⁵⁹⁾。19 世紀後半に、グジャラート商人およびマルワリー商人が不在地主としてデカン高原で土地を大規模に集積し、1875 年にデカン農民反乱を引き起こしたが⁶⁰⁾、18 世紀後半のグジャール（グジャラート商人）の農業への進出は、自耕を基礎とする点において、後の土

地保有の在り方と異なった。そしてムクンド・セート・グジャールは、インダプール町の農村地区および市場地区に店舗を保有していた。グジャール以外にも、インダプール町市場地区の店持ち商人の数名は、農村地区で耕作を行っていた。同町市場地区では、ソルガムなどの穀物も主要な商品として扱われており、グジャールを含めた、耕作者兼店主が農業と市場を結び付けていたといえる。

本節冒頭で述べたように、郡や村の帳簿の支出の部には、「つけの支払い」という項目があり、グジャールに支払いがなされていた。帳簿からその詳細を取り出して、新たに作成された文書を下記に示す。

インダプール町

ファスリ暦 1199 年〔西暦 1790 年〕

ムクンド・セート・グジャール〔に対する〕つけのための〔支払い〕⁶¹⁾

5 ルピー：ムハッラム月 29 日 ディーワーリー祭のために

4 ルピー：ラビラーワル月〔イスラーム暦第 3 月〕1 日 サンクラント祭におけるゴマの購入のために。
〔グジャールより〕現金を得た。

25 ルピー：ジャマーディラーワル月 11 日 雌馬の飼料のために

2 ルピー：ジャマーディラーワル月 29 日 ホールカル侯付の金貸しのために

12 ルピー：ジャマーディラーカル月 9 日 バーラージー・バーブーラーオへの支払い

15 ルピー：ラジャブ月 30 日 ある女性がガンジス河〔への巡礼〕に行った時の費用⁶²⁾

8 ルピー：ジルカード月 29 日〔1 ヶ月前の〕サワール月〔イスラーム暦第 10 月〕の種々の現金支払いのため
のつけ⁶³⁾

7 ルピー：サワール月 29 日 花菜栽培人の争いのために

2 ルピー：ファスリ暦 1183 年〔の争いのために〕

5 ルピー：ファスリ暦 1192 年〔の争いのために〕

〔合計〕7 ルピー

1 ルピー：サワール月 22 日 香水屋への支払いのために

2 ルピー 11 アンナ：ラビラーワル月 1 日 現金 shedopat〔不明〕

〔合計〕81 ルピー 11 アンナ

町役場など地方政府の公的な支払いをグジャールが代わりに支払っていた。この「グジャールによる支払い」という行為自体を、地方政府がグジャールからつけで買っていたと帳簿では表現しており、つけを払う形でその金額をグジャールに返金していた。言い換えれば、これはグジャールからの無利子の短期貸し付けであった。上記のつけの詳細が示すように、村や町の祭礼に関する公的な支払いをグジャールが代わりに行っており、インダプール町の他の事例では、同町の中心的なヒンドゥー寺院であるシッデーシュワル寺院への町役場からの支払いをグジャールが代納していた⁶⁴⁾。詳細は明らかではないが、巡礼への公的な支払いも代替されたことを上記史料は示している。軍馬への飼料の提供や、町や村に一時的に駐留した兵士への兵站の提供⁶⁵⁾など軍事関連の物資を調達するために、グジャ

ールが一時的に資金を提供した。マラーター同盟を構成する諸侯の一つであったホールカル家への支払いやバーラー・バーブラーオなどの武将への支払いといった上位権力への地方政府の支払いもグジャールが行うことがあった。暦に従った祭礼や宗教儀式と異なり、政治軍事的支払いは情勢によって急に求められることがあった⁶⁶⁾。急な支払いのグジャールによる代納は、地方政府の財政維持にとって極めて重要であったと考えられる。また使途は不明であるが、財政赤字の補填も「つけ」の名目でグジャールが行っていたことを上記史料は示している。宗教・軍事・行政面でグジャールは財政的に地方政府を支えていた。

さらに「つけ」による貸し付けと別に、グジャールは、利子付き⁶⁷⁾の貸し付けを町役場に対して行っていた。地方政府による利子付きの借入れは、その帳簿上でも「借金による収入」として「つけ」と区別して表記された⁶⁸⁾。グジャールからの利子付きの貸し付けと、「つけ」による貸し付けは、利子負担がないという点で後者は政府に有利であったが、どのような条件で両貸し付けが区別して用いられていたかは、明らかにならなかった。グジャールによる利子付きの貸し付けは、武将⁶⁹⁾や町・村の住民に対して広く行われた。地税などの税支払いのために、グジャールから住民への貸し付けがなされていた⁷⁰⁾。前節【記録1】は、金工師から借り入れて地税が支払われており、民間への貸し付け業は、グジャールのみが担っていたわけではない。ただし地方政府への公的貸し付けは、グジャールのみが行っており、このことがグジャールと地方政府の関係をより強固にしたと考えられる。

1780年代以降の営業税や地税徴収の史資料には、「ゴーヴィンド・セート・グジャールの立会い」という表現がしばしばみられ⁷¹⁾、ゴーヴィンド等のグジャールの名前が散見された。この表現は、グジャールが地税や営業税の徴収現場に立会い、徴税作業を監督していたことを示す。つまりグジャールは地方政府の財政上の支援者から地方財政・徴税行政に直接的に関わる存在に変わっていたのである。グジャール以外で、地方政府と接近した集団は他に存在しなかった。グジャールは在地社会の外から来た存在であり、ワタン制度の授受関係に縛られておらず、地方政府にとってもグジャールは利用しやすい存在であったのではないかと筆者は推察する。

18世紀半ばから19世紀初頭にかけて比較的継続的に史資料が得られるインダプール町に注目すると、同町のグジャールに関する最初期の史料は、1761年のラーヌー・テーリーの地税支払いの記録であった。地税支払いのために、ラーヌー・テーリーはクシャリー・グジャールから借金をしていた⁷²⁾。1760年代初頭にグジャールは、すでにインダプール町に存在し、この事例が示すようにすでに金融業を始めていた⁷³⁾。1770年代に、グジャールは「つけ」による公的支払いの代行を行ない、地方政府との関係を強めた。1780年代になると、「つけ」によらない、利子付きの貸し付けを地方政府に行なうようになり、同時期にインダプール町の徴税業務の監督をするようになった。金融業を通じて、グジャールは在地の地方行政に深く関わるようになった。そしてグジャールは、1780年代後半にダサラ祭などの祭りの付加徴収を地方政府に払うようになった。1760年代に彼らはインダプール町に在住し、種々の活動をしていたが、70年代の時点では部外者として祭礼での付加徴収を支払って

なかった。1780年代にグジャールが、地方行政に財政面から積極的に関わるようになったことで祭礼への参加を認められるようになったと筆者は推察する⁷⁴⁾。グジャールが祭礼への参加を認められたといっても、ワタンの授受関係に関わっていない点で、インダプール町農村地区やその他の村にみられる在地共同体の正規のメンバーにグジャールが入ったわけではなかった。しかし祭礼への参加を認められることにより、グジャールが徐々にインダプール町の社会空間の中で認知される存在になっていったと考えられる。

本項で注目したグジャールはグジャラート地方からやってきた外来の商人であった。地方政府への財政支援を行う唯一の存在として、彼らは地方行政の中で特別な地位を得るに至った。そのことが、彼らが在地社会で受け入れられる契機になったと考えられる。この点は、人の移動と在地社会の関係を考察する上で、非常に重要である。そしてグジャールは、商業・金融業・農業を兼業しており、町の農村地区と市場地区はともに彼らの活動の場であった。市場地区と農業地区における異なる経済活動を結ぶ役割を外来商人であるグジャールが担っていたというのは注目に値する発見であり、本項で多くデータを用いたインダプール町以外の地域に関しても、外来商人の役割を分析する必要がある。

4 おわりに

本章は、18世紀半ばから19世紀初頭のインド西部における職人・商人の活動を、従来の研究では用いられてこなかった税制史資料を用いて再検討したものである。税制史資料の研究は、インド西部の在地の諸関係を規定していたワタン制度について新たな諸側面を示すにいたった。インド西部の在地社会は、ワタン制度が支配的な農村社会とワタン制度によらない町の市場地区に大別された。市場地区の職商の内情は、営業税によってある程度把握できる。営業税の記録をさらに収集することで、市場地区の内部構造をより明確にすることが今後の課題の一つとなる。村や町の農村地区から成る農村社会では、バルテー職人やその他の職人の職務と権益がワタンによって規定されていた。18世紀後半には、バルテー職人に税が課されたが、この課税から、バルテー職人も一枚岩の存在ではないことが明らかになった。また農村社会にありながら、ワタンの授受関係からは自由に展開していた店舗営業が、営業税の課税によって把握された。農村社会での営業税の徴収は、農村の商業化を意味していた。農村の商業化は、グジャラート地方のグジャールやラージャストーン地方出身のマルワーリーなどの外来商人によって推し進められただけでなく、油や綿布など地域経済・地域社会にとって非常に重要であった商品を扱う油屋や織工の店舗営業によっても推し進められていた。

さらに職商集団の中には、農民ワタンを有していないウパリー農民として新開地を耕作し、地税を納める者がいた。職商集団による農業の兼業は、中央政府・地方政府も巻き込んで進んでいた農地開発の問題と密接に関わっていた。小谷が指摘する二次的ワタンの出現など、18世紀を通じてワタン制度は成熟していったと考えられるが、その一方で農村の商業化や農村の開発といった大きな変化が少なくとも最後の4半世紀に農村社会で起こっていたことが税制史料から明らかになった。職商は、

その専業とするワタンを保有したまま、農業に従事した点で、ワタン制度は維持されていたが、この兼業の実態は、これまでの研究が前提としてきた農村の分業体制に関して、いくらかの修正を迫るものとなる。ただし兼業は、地味が悪く、海外市場との直接的な結びつきが少ないデカン地方の開発とともに起こっていた。地味がよく、開発の必要性がデカンよりも低いインド東部や、海外市場を含む外部市場との結びつきがより強く、商業化がより進行していたと考えられるインド南部においても、インド西部と同様に職商集団の兼業が見られたか否かは、本章の議論からは結論を導くことができない。これに関しては、さらなる比較研究が必要となる。

油は、綿布と並び近世インドの重要産品であった。税制関連の帳簿から、地方政府が油屋と関係を深め、油の調達を確実にしていたことがわかった。行政・軍事・宗教など様々な用途で油を用いる地方政府は、油屋にとっても重要な顧客であった。地方政府の公的需要を満たしながら、油屋による農村の商業化が進んでいた。他方で、織工に関する史資料は多く見られなかった。このことは、綿布による商業化が、地方政府を大きくは巻き込まずに進展していたことがわかる。織工の在り方での活動を知るためには、私文書など新たな史料群を見つける必要がある。織工の活動の在り方については、すでに研究が発表されているインド南部の事例との比較研究も有効であろう。同じく農村社会の商業化を担った外来商人のグジャールは、農村に店舗を有し、その商業化を促進する一方で、地方政府に貸し付けをする唯一の集団となることで徴収行政に入り込み、インダプール町に限って言えば、最終的に在地社会で一定の社会的認知を得るに至った。他の町に関しても、管見の限り、マルワーリー商人ではなく、グジャール（グジャラート商人）がこの役割を担っていた。商業化・貨幣経済の進展は、在地における金融業の必要性を大きくした。この状況の中で、外来商人も金融業者として在地社会に入り込むことができたが、彼らの職務・権益はワタン化することはなかった。

本章は、近世の分業体制の中で、職商集団を、農民と村役人（地方政府）の間の「中間的諸集団」と位置づけて、その活動を考察した。本章は、「中間諸集団」を位置づける際に前提となっていた職商集団と農民の区別が、実は曖昧であったことを明らかにした。また村役人（地方政府）と特に密な関係を持っている集団や商業化している集団、分業体制の外から来た集団など「中間的諸集団」が決して一様ではないことを示し、諸集団内の関係が商業化や開発という時代の動きの中で、変化したであろうことを示した。本章が迫る分業体制の再考は、インド史上の非常に大きな問題で、本章は新たな史資料からいくつかの論点を提供する試論にすぎない。ペーシューワー文庫のさらなる調査、私文書の活用、他地域との比較によって、この問題を継続的に検証し、兼業を認める、より動的な分業関係を示すことが筆者の今後の目標となる。

[付記]

本章は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「前近代南アジアにおける中間的諸集団の再検討」での発表を発展させたものである。発表時には、多くの参加者より

有益なコメントをいただいた。改めて謝意を表したい。また本章の執筆にあたって、日本学術振興会科研費挑戦的萌芽研究「インド・マハーラーシュトラにおける集団意識とカースト・ダイナミクスの学際的研究」（代表：足立享祐）より助成を受けた。

注

- 1) 宰相政府は1818年の第3次マラーター戦争でイギリス東インド会社に敗れて滅亡し、宰相領は、英領のボンベイ管区に編入された。1707年にムガル皇帝のアウラングゼーブ帝が没し、ムガル帝国の衰退がはじまってから、英領インドが飛躍的に拡大する時期までがインドの近世となり、本章の対象時期もこれに重なる。インドの近世史論に関しては、[水島 2006: 49-59]を参照のこと。
- 2) バルター職人の構成に関して、多くの研究で引用されてきたのが、グラント・ダフによる報告である。彼は、1818年にマラーター国王が藩王となったサタラ藩王国の最初の駐在官に就任し、イギリスに帰国した後の、1826年に『マラーター史』を著した。その導入部分にある報告によると、12種類のバルター職人として、大工、鍛冶屋、皮革工/皮靴屋、陶工、金工師、床屋、洗濯屋、占星術師、ヒンドゥー堂守り、ムスリム導師、不可触民で、耕作や村番人等の雑用を行なったマハール、同じく不可触民で、縄作りなどを行なったマーングを挙げている [Duff 1864: 23]。
- 3) 例えば、ブネー県インダプール郡には、14種類のバルター職人が存在したことになるが、同郡内のどの村でも全14種類のバルター職人がそろうことはなかったと報告された [Molesworth 1989: 567]。
- 4) 農民は村へ、端的には村長へ穀物を支払った。その穀物に対して、政府や在地の世襲役人、村落共同体、寺院など様々な人物・集団・機関が取り分を有していた。地稅に当たるものは、最終的には支払った穀物の中の「政府の取り分」に過ぎない。後述するように、この「政府の取り分」について、中央・地方役人は様々な文書を作成した。政府作成の文書で、この取り分は単に「収入 (Jamā)」と呼ばれたが、本章では便宜的にこれを地稅と表記する。
- 5) イナムは土地や村の地稅徵収權の施与を意味し、厳密にはイナム地と免税地は異なる。政府の取り分(地稅)が生じないという意味では免税措置であったから、ここでは「ある種の免税地」と表現する。
- 6) 小谷は、農民のワタンを分析して、「ワタンの保全」が農村社会にとっていかに重要であったかを示している [小谷・山本・藤田 2012: 27-31]。
- 7) アルターはバルターと同義の頭韻語と考えられ、深沢とクルカルニーは、この語が植民地化以前、すなわち近世には見られなかったことを指摘し、さらに深沢は、この語が、近代(植民地期)以降に造出された新語であった可能性を示唆している [深沢 1972c: 309 and Kulkarni 2008a: 11]。
- 8) パーンは、マラーティー語で葉を意味する語であるが、ここでは、キンマの葉を指す。インドでは、現在でも、少量の石灰などをこれに包んでかむ習慣がある。
- 9) インド南部カルナータカ地方にみられるヒンドゥー教シヴァ派の改革派で、バラモンの權威とカースト制度を否定する。同派の宗教行事を行う僧侶がアルター職人に含まれていた。
- 10) 村で徵収される取り分(稅)の内訳や構造に関しては、[Ogawa 2015b: 139-149]を参照のこと。
- 11) 18世紀のインド西部では、金貨のホーンと銀貨のルビーが流通していたが、徵稅關係の帳簿では、少なくともブネー周辺に関しては、銀貨のルビーが用いられていた。ルビーの下位の貨幣單位がアンナで、16アンナは1ルビーに相当した。アンナの下位單位はパイサーであり、12パイサーが1アンナに相当した。表中での額の表記は、ハイフンを用いて略記する。例えば、16ルビー12アンナ5パイサーは16-12-5とを表記する。
- 12) 本章注2で示したように、不可触民には皮革工 (Chāmbhār) の他に、村の雑用・農耕などを行なうマハ

ール、村の雑用・縄作りを行なうマングが含まれていた。彼らは同じ不可触民であっても別々の社会集団であったから、課税の状況は異なっていた。

- 13) 前述のように、バルテ職人は、報酬として村内にイナム地を保有することがあった。イナム地には、地税の3分の1に相当するイナム税が課された。イナムを保有するバルテ職人に対し、イナム税の代わりにバルテ税が課された可能性は否定できない。ただし、バルテ職人に対するイナム地は、村落共同体が耕作地を融通して与える村イナム地であった。政府が証書(Sanad)に額や保有者を明記した証書イナムと異なり、村イナムは税関係の史資料に記載されない。そのため、イナム税とバルテ税の関係については、明らかにならなかった。ただし、マハールなど明らかにイナム地を保有しているにも関わらず、バルテ税が免除されたバルテ職人がいたことは明らかであり、全てのイナム税がバルテ税に置き換えられたわけではないことがわかる。イナム税の支払いを含めた、イナム地の経営に関しては、[深沢 1972a: 220] が詳しい。
- 14) 本文は、町の地理的な位置を示しており、常設市が町形成の十分条件になったという歴史的展開を示唆しているのではない。例えば、本章が目指す町の一つであるインダプール町に関する最古の記録は1486年に遡り、アーディル・シャーヒー朝創始者であるユスフ・アーディル・シャーに属した砦に関する文書である。この砦は、現在の郡庁の場所に位置しており、インダプール町はまず政治・軍事的拠点として存在し、成長して常設市をもつに至ったと考えられる [Campbell 1885: 132]。
- 15) 例えばインダプール郡では、1771年のインダプール町の地税額が11,556ルピー8アンナであったのに対し、郡全体の地税額は201,228ルピーであった。1795年の同町の地税額は、10,131ルピー8アンナで、同年の郡全体の地税額は214,732ルピー11アンナであった。いずれの事例でも、インダプール町の地税額は、同郡で最大であった。Jamābandī Kasbā Indāpūr Shuhūr 1171, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 705 and Nemnūkbād Shuhūr 1195, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 710, MSAP.
- 16) マラーター同盟の中心都市であるプネーは、18世紀後半に新たな市場地区が次々に形成されることで拡大していった。市場地区は、その新設を宰相政府に請願し、政府が認可することで建設されていった。小谷は、新設された市場地区住民は、税が7年間免除されるのが通例だったと指摘し、いくつかの免税保証書を引用した。引用した免税保証書には、「ワーニー〔商人カースト〕や商人などを連れて来て、ペート〔市場地区〕に居住させ、ペートを繁栄させよ。」という趣旨の文言が必ず含まれていた。すなわち、市場新設時にワタンのような既得権益は存在せず、自由な往来・居住が認められていたことがわかる [小谷 2010: 64-74]。
- 17) インダプール町農村地区の帳簿には、合計20ルピーの営業税が徴収されたことのみが記載されており、その内訳は明らかにならなかった。
- 18) インダプール町では納税者数が明らかになったため、表10は、納税額ではなく納税者数のみを記載する。
- 19) Jakātkaḍil Hishebī Kāgaḍ, Rumāl no. 59, MSAP.
- 20) Jhādtī Kasbā Indāpūr Shuhūr 1225, Puṇe Jamāv Rumāl no. 713, MSAP.
- 21) Kasbā Indāpūr, Jamā Fusli 1224, Puṇe Jamāv Rumāl no. 712, MSAP.
- 22) 史料中では、Qasbā Indāpūr と記録されていた。本稿本文での表記にしたがって、Qasbā Indāpūr をインダプール郡農村地区、Peṭh Indāpūr をインダプール郡市場地区と訳出する。
- 23) ビガは面積の単位であるが、その広さはインド西部内でも地方によって異なった。例えば、デカン南部のアーディル・シャーヒー朝の1ビガは、0.37ヘクタールに相当する [Wilson 1997: 85]。
- 24) 原文の和訳に際し、筆者は必要に応じて語句を補った。本稿では、補った語句を亀甲括弧で表現する。原文中で、その意味が明らかにならなかった語句は、原語を記したうえで、〔不明〕と付記した。
- 25) Kasbā Indāpūr, Jamā Fusli 1202, Puṇe Jamāv Rumāl no. 712, MSAP.
- 26) 村境などの係争地では、土地の保有権が確定するまで、地税が課されないことが多かった。この係争地が、

かつての係争地で、この時点では問題がないために課税されているのか、係争地であるにも関わらず、税が課されたかは明らかにならなかった [Ogawa 2015b: 155]。

- 27) 支払い値が煩雑になるのを防ぐため、筆者が、数値①～⑤を〔支払い日程〕に付した。
- 28) ハイバティ・テリーが油に関して税金の過払いをして、その過剰分が、マハタルジー・テリーの支払いに使われたと考えられる。次節で示すように、ハイバティ・テリーは、1793年（ファスリ暦1202年）に、町役場が油を購入した油屋のリストに、マハタルジー・テリーとともに、その名を連ねており、油屋業での関係が両者を結び付けていたと考えられる（本章注50参照）。
- 29) 前述したようにブネー周辺ではルピー銀貨が通用していたが、その種類も多様であった。地域のみでなく、公的支払いなど使途によっても通用する貨幣が異なっていた。そのためしばしば税の支払いでも両替が必要となり、両替商（シュローフ）や、両替業も担った金工師への両替手数料の支払いが必要となった。本項目は、両替手数料を政府側が負担することを示している [Kulkarni 2002: 100-104]。
- 30) Kasbā Indāpūr, Jamā Fuslī 1222, Puṇe Jamāv Rumāl no. 712, MSAP.
- 31) マハーラーシュトラ州立文書館の地方関連史料（Jamāv Section）には、【記録1】や【記録2】と同種の史料が数多く残されている。
- 32) 別の記録によると、この地税支払いが契約によって規定されていたことが明記されている。Kasbā Indāpūr, Jamā Fuslī 1204, Puṇe Jamāv Rumāl no. 710, MSAP.
- 33) マハタルジー・テリーの1801年（ファスリ暦1210年）の記録によると、彼は1803年までの別の契約を結んでおり、【記録2】の時点以降も、耕作を続けていたことがわかる。Kasbā Indāpūr, Jamā Fuslī 1210, Puṇe Jamāv Rumāl no. 711, MSAP.
- 34) Kasbā Indāpūr, Jamā Fuslī 1196, Puṇe Jamāv Rumāl no. 708, MSAP.
- 35) 例えば、Kasbā Indāpūr, Jamā Fuslī 1197, Puṇe Jamāv Rumāl no. 707, MSAP.
- 36) Kasbā Indāpūr Kharch Fuslī 1182, Puṇe Jamāv Rumāl no. 705, MSAP.
- 37) マンは、近世インドで広く用いられた重量単位であるが、インド西部内でも1マンに相当する重量は異なっていた。例えば植民地時代にインド西部で標準的となるボンベイ・マンに関しては、1マンが約12.7kgであった。[Wilson 1997: 326]。セールは、マンの下位の重量単位で、1マンが40セールに相当する。
- 38) 単語の意味は明快であるが、「操り人形の紐」が何を指し、何のために油が使われているかは明らかにならなかった。
- 39) Yādī Telī yakaḍīl Tel Nandādīp, Fuslī 1794 etc., Puṇe Jamāv Rumāl no. 707, MSAP.
- 40) 例えば、インダプル町の中心的な寺院である、シッデーシュワル寺院の油代は、同町の「村の支出（Gāon Kharch）」から支出された。Nemnūkbād Kasbā Indāpūr Shuhūr 1195 Puṇe Jamāv, Rumāl no. 710, and Ākār Kasbā Indāpūr Fuslī 1225, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 712, MSAP.
- 41) Hishebi Telī Tel Kasbā Indāpūr Shuhūr 1192, Puṇe Jamāv Rumāl no. 707, MSAP.
- 42) マラーター同盟下の武将の軍馬飼育に関しては [Ogawa 2015c: 12-20] を参照。
- 43) Ajmās Pargaṇā Indāpūr, Shuhūr 1168 and 1188, Prānt Ajmās, Puṇe, Rumāl no. 62, MSAP.
- 44) Yādī Uchāpat Telī Kasbā Indāpūr Fuslī 1186, Puṇe Jamāv, Rumāl No. 706, MSAP.
- 45) 通関税の税収の大部分は、中央政府に送られた。例えば、インダプル郡では、1782年の通関税の税収は19,153ルピー1アンナであった。その中で14,611ルピー12アンナが中央政府に送金された。同郡の1785年の通関税の税収は13,732ルピー15アンナ9パイサーであったが、その中で10,118ルピー13アンナ3パイサーが中央へ送られた。同様に、インダプル郡における1793年の税収11,363ルピー14アンナの中で7,641ルピー2アンナが、1,794年の税収9,607ルピー3アンナの中で7,300ルピーが中央政府へ送金された。Jakāti Ajmās, Pargaṇā Indāpūr, Shuhūr 1182, 1185, 1193, and 1194, Prānt Ajmās, Puṇe, Rumāl no.

64, MSAP.

46) Ibid.

47) 東インド会社のブネー駐在官であったチャールズ・マレットの報告書には、ボンベイからブネーに送られた書簡に関して、ボンベイからの発送日、ブネーへの到着日時が記されている。下表が示すように、ブネーへの到着時刻が11月-1月の午後7時となっている事例が複数存在し、日没後も書簡が配達されていたことがわかる。

ボンベイからの郵便送付				ブネーへの郵便到着		
月日	年	時刻		月日	年	時刻
6月7日	1787	n.d.	⇒	6月12日	1787	6pm
6月27日	1787	n.d.	⇒	7月2日	1787	10am
7月12日	1787	n.d.	⇒	7月16日	1787	11am
9月12日	1787	n.d.	⇒	9月17日	1787	1pm
10月24日	1787	n.d.	⇒	10月30日	1787	7am
11月21日	1787	n.d.	⇒	11月26日	1787	1pm
11月21日	1787	n.d.	⇒	1月27日	1787	4pm
12月6日	1787	n.d.	⇒	12月11日	1787	2pm
12月20日	1787	n.d.	⇒	12月25日	1787	noon
12月6日	1787	n.d.	⇒	12月11日	1787	7pm
12月20日	1787	n.d.	⇒	12月25日	1787	2pm
1月9日	1788	n.d.	⇒	1月14日	1788	noon
2月1日	1788	n.d.	⇒	2月6日	1788	7pm
4月23日	1788	n.d.	⇒	4月27日	1788	4pm
5月21日	1788	n.d.	⇒	5月25日	1788	4pm
6月4日	1788	n.d.	⇒	6月8日	1788	6pm
6月19日	1788	n.d.	⇒	6月24日	1788	noon
7月18日	1788	4pm	⇒	7月21日	1788	2pm
7月30日	1788	4pm	⇒	8月7日	1788	4pm
8月6日	1788	n.d.	⇒	8月13日	1788	n.d.
8月9日	1788	n.d.	⇒	8月15日	1788	9am
8月14日	1788	n.d.	⇒	8月20日	1788	9am
9月11日	1788	4pm	⇒	9月18日	1788	8am
10月8日	1788	n.d.	⇒	10月13日	1788	noon
10月22日	1788	n.d.	⇒	10月27日	1788	11am
11月20日	1788	n.d.	⇒	11月25日	1788	7pm

(出典) Original Consultation 22 April 1789 No. A Part 4 and 5, Public Branch, Home Department, National Archives of India
より筆者作成。

- 48) Yādi Uchāpat Telī Kasbā Indāpūr Fuslī 1186, Puṇe Jamāv, Rumāl No. 706, MSAP.
- 49) Ibid.
- 50) 55 ルピーのつけの内訳と9名の油屋は、サントウ・テリー (8 ルピー)、ゴヴィンド・テリー (8 ルピー)、ウダージー・テリー (3 ルピー)、カノージー・テリー (7 ルピー)、セティー・テリー (8 ルピー)、マハードウ・テリー (5 ルピー)、ラーヌー・テリー (8 ルピー)、ジョーティー・テリー (4 ルピー)、マハタルジー・テリー (4 ルピー) である。Yādi Hiseb Uchāpat Telī Kasbā Indāpūr, Shuhūr 1186, Puṇe Jamāv 706, MSAP.
- 51) 5名の油屋は、マハタルジー・テリー、ザールー・テリー、ハイパティ・テリー、マルハーリー・テリー、ラーヌー・テリーである。Hiseb Telī Kasbā Indāpūr Fuslī 1202, Puṇe Jamāv no. 710, MSAP.
- 52) 1タークは、パッカー・セルの72分の1を指す容量単位である [Molesworth 1989: 337]。セルは上述したように、マンの下位の重量単位で、標準換算では40セルが1マンに相当したが、この換算率とは異なるセルも在地社会では用いられており、パッカー・セルすなわち大セルと呼ばれた。その字義から、1マンに相当するセル数は40以下であったと推察されるが、本章で対象とする地域のパッカー・セルの換算率は明らかにならなかった。そのため、1タークに相当する量も不明である。
- 53) Taḷeband, Deshmukhī Watan, Shuhūr 1172, Taḷeband, Deshmukhī Watan, Shuhūr 1178, and Taḷeband, Deshmukhī Watan, Shuhūr 1183, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 797, MSAP.
- 54) 英領期の地誌には、本章で検討するグジャールは、今日もラージャスターン州などに居住するグジャールと同祖先であり、彼らもラージャスターン出身のラージブト (クシャトリヤ) であるというグジャールの主張が記載されている。その真偽は定かではない [Campbell 1901: 71]。
- 55) 表10に関して、1810年代の納税者リストには、布商人の中に1名のグジャール (「マニーラム・グジャール」) が常に含まれていた。
- 56) Jakātkāḍil Hishebī Kāgaḍ, Rumāl no. 59, MSAP.
- 57) Kasbā Indāpūr Kharch Fuslī 1195, Puṇe Jamāv Rumāl no. 710, MSAP.
- 58) 農業労働者を雇用する場合は、そのことが納税記録に記載されるので、農業労働者を用いていない場合は、グジャールが自耕していたと推察する。Kasbā Indāpūr Kharch Fuslī 1191 and 1195, Puṇe Jamāv Rumāl no. 710, MSAP.
- 59) 例えば、Kasbā Indāpūr Kharch Fuslī 1193, Puṇe Jamāv Rumāl no. 710, MSAP.
- 60) デカン農民反乱時における、インダプル町やバラマティ町を含むブネー県の土地集積状況は、[Charlesworth 2002: 95-115] に詳しい。
- 61) Kasbā Indāpūr Kharcha Fuslī 1199, Puṇe Jamāv Rumāl no. 709, MSAP.
- 62) 18世紀も北インドのガンジス河へ巡礼することはしばしばあった。史料の動詞は、1人称女性単数形となっているが、誰がインダプル町の公費で巡礼したかは、史料からは明らかにならなかった。
- 63) この項目に関しては、サワール月の現金支払いについて、具体的な使途が記されていない。
- 64) Nemnūkbād Kasbā Indāpūr Shuhūr 1195, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 710, MSAP.
- 65) Nemnūkbād Kasbā Indāpūr Shuhūr 1177, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 710, MSAP.
- 66) 一時的に駐留した武将にかかる費用に関しては、郡財政から支出されることが多かったが、郡庁の存在する町の役場では、郡が行なう武将への兵垣提供を補佐することがあった。Taḷeband Parganā Indāpūr Shuhūr 1173, Puṇe Jamāv Rumāl no.790, Taḷeband Parganā Indāpūr Shuhūr 1193, Puṇe Jamāv Rumāl no. 793, and Hisebī Parganā Indāpūr Shuhūr 1193, Prānt Ajmās, Puṇe, Rumāl no. 503, MSAP
- 67) マラーター期の利率は、状況に応じて年利12-30%で変動した。ただし地方・政府への利率は年利12

%で固定され、武将への利子率は年利24-36%と比較的高かった [Mahajan 1989: 94-95]。

68) Yādī Wasūl Peṭh Indāpūr Shuhūr 1214, Puṇe Jamāv Rumāl no. 716, MSAP.

69) 20 Sawāl Shuhūr 1183, Prānt Ajmās Puṇe, Rumāl no. 547, MSAP.

70) グジャールからの借り入れによって地税が支払われた事例を、筆者は別稿で分析した [Ogawa 2015a: 149-153]。

71) Tahshil Kasbe Indāpūr Suhur 1191-95, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 710, MSAP.

72) Rānū Telī Jamā Kharch Shuhūr 1161, Puṇe Jamāv, Rumāl no. 703, MSAP.

73) インダプル町市場地区における営業税の納税者名が記載されたリストが現存しているのは、1780年以降の納税に限られており、1770年代以降のグジャールの商業活動については明らかにならない。

74) 「つけ」による公的支払いの代替という一時的な支払いではあったが、グジャールは、在地の祭礼や宗教儀式へ資金を提供していた。このことは、グジャールが祭礼に参加するのに有利に働いたと考えられる。

参考文献

史料

Prānt Ajmās, Puṇe, Rumāl nos. 64, 503, and 547, Maharashtra State Archives, Pune.

Puṇe Jamāv, Rumāl nos. 703, 704, 705, 706, 707, 708, 710, 711, 712, 713, 716, 720, 758, 790, 793, and 797, Maharashtra State Archives, Pune.

Jakātkāḍil Hishebi Kāgaḍ, Rumāl no. 59, Maharashtra State Archives, Pune.

Original Consultation 22 April 1789 No. A Part 4 and 5, Public Branch, Home Department, National Archives of India.

二次文献

Campbell, James (ed.), 1885, *Gazetteer of the Bombay Presidency*, vol. 18, Poona District, part 1, Bombay: Government Central Press.

Campbell, James (ed.), 1901, *Gazetteer of the Bombay Presidency*, vol. 9, part 1, Gujarat Population: Hindu, Bombay: Government Central Press.

Charlesworth, Neil, 2002, *Peasants and Imperial Rule, Agriculture and Agrarian Society in the Bombay Presidency, 1850-1935*, Cambridge: Cambridge University Press (first published, 1985).

Duff, James Grant, 1864, *A History of Marathas*, vol. 1, London: Longman (first published, 1826).

Enthoven, R. E., 1997, *Tribes and Castes of Bombay*, vol. 3, Delhi: Low Price Publications (first published, 1922).

Haynes, Douglas E., and Tirthankar Roy, 1999, "Conceiving mobility: Weavers' migrations in pre-colonial and colonial India", *Indian Economic and Social History Review*, 36-1, pp. 35-67.

Kulkarni, A. R., 2002, "Money and Banking under the Marathas Seventeenth Century to AD 1848", in Amiya Kumar Bagchi (ed.), *Money and Credit in Indian History from Early Medieval Times*, New Delhi: Tulika Books, pp. 93-117.

Kulkarni, A. R. 2008a, "The Maratha Baluta System", in A. R. Kulkarni, *Maharashtra Society and Culture*, Pune: Diamond Publisher, pp. 1-51.

Kulkarni, A. R., 2008b, "Towards a History of Indapur", in A. R. Kulkarni, *Medieval Maratha Country*, Pune: Diamond Publications, pp. 201-222.

Kulkarni, Sumitra, 2008, "Qasba (Small Towns) in the Maratha Country", unpublished BCUD Project,

University of Pune.

- Mahajan, T. T., 1989, *Industry, Trade, and Commerce during Peshwa Period*, Jaipur: Pointer Publishers.
- Molesworth, J. T., 1989, *A Dictionary of Marathi and English*, New Delhi: Asian Educational Services (first published, 1857).
- Ogawa, Michihiro, 2014, "Trade Network in Indapur *Pargana* under the Marathas", in Dusan Deak and Daniel Jasper (eds.), *Rethinking Western India, The Changing Contexts of Culture, Society and Religion*, New Delhi: Orient BlackSwan, pp. 156-173.
- Ogawa, Michihiro, 2015a, "Merchant Communities in a Qasba (Market Town) of Western India in the Late Maratha Period and the Early British Period (1760s-1840s)", in Lin Yu-ju and Medeleine Zelin (eds.), *Merchant Communities in Asia, 1600-1980*, London: Pickering and Chatto, pp. 141-158.
- Ogawa, Michihiro, 2015b, "Internal Structure of Qasba (Town) in the Maratha Kingdom with Special Reference to Qasba Indapur in Pune Suba (District)", *International Journal of South Asia*, 7, pp. 135-158.
- Ogawa, Michihiro, 2015c, "Mapping the Transition of the Land Revenue System in Western India from the Pre-Colonial to the Early Colonial India: Evidence from to Indapur Pargana (1761-1836)", *Journal of Asian Network for GIS-based Historical Studies*, 3, pp. 12-20.
- Wilson, H. H., 1997, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms and of Useful Words Occurring in Official Documents relating to the Administration of the Government of British India*, New Delhi: Munshiram Manoharlal Publishers (first published, 1855).
- 小谷汪之, 1989, 『インドの中世社会』, 岩波書店。
- 小谷汪之, 1994, 「不可触民の職務と得分——マハール・ワタンをめぐる紛争と論争」, 小谷汪之 (編) 『叢書カースト制度と被差別民第2巻 西欧近代との出会い』, 明石書店, 381-421頁。
- 小谷汪之, 2010, 『インド社会・文化史論——「伝統」社会から植民地近代へ』, 明石書店。
- 小谷汪之・山本真鳥・藤田進, 2012, 『21世紀歴史学の創造3 土地と人間——現代土地問題への歴史的接近』, 有志舎。
- 深沢宏, 1972a, 「十八世紀マラータ王国における農地について」, 深沢宏 『インド社会経済史研究』, 東洋経済新報社, 207-235頁。
- 深沢宏, 1972b, 「十八世紀マラータ王国における農民について」, 深沢宏 『インド社会経済史研究』, 東洋経済新報社, 236-259頁。
- 深沢宏, 1972c, 「十八世紀デカンの村落における傭人について」, 深沢宏 『インド社会経済史研究』, 東洋経済新報社, 260-348頁。
- 水島司, 2006, 「インド近世をどう理解するか」, 『歴史学研究』, 821, 49-59頁。